

平成 28 年 11 月 4 日

国土交通省
道路局国道・防災課 御中

横浜環状道路（圏央道）連絡対策協議会

要請書

28 年 6 月 4 日の第 39 回全国公害被害者総行動デーで道路全国連の国土交通省道路局要請を行いました。そこで横浜南についての交渉につき下記の通り再度要請しますのでご回答くださるようお願いいたします。

記

I. 事業評価監視委員会の付帯意見について

国土交通省所管公共事業再評価実施要領によれば、事業評価監視委員会を設置し、事業評価監視委員会よりの意見具申があったときは、最大限尊重し、対応を図ることとされています。

南線に関しては、事業評価監視委員会は「継続」としつつも、「事業を進めるにあたっては、住民の理解を得ることが不可欠であり、・・・」との付帯意見を述べています。

「不可欠」とは、必要条件であり、南線については住民の理解が得られていない現状で事業を進めることは国土交通省所管公共事業再評価実施要領に違反します。

例えば、平成 17 年から平成 21 年の間に実施された 6 回の質問集会において、住民側が出した質問に対し、事業者側がその場で回答できずに後日文書で回答することとされた事項が、「質問集会記録その 5 及びその 6」に収録されています。これに対し、横浜市からは回答がありましたが国交省及び NEXCO からは、回答がありません。

この回答がないということは、住民の理解が得られていないということです。

また、国家公務員が国民に対して文書で回答する約束しながら、この約束を履行しないということは、決して許されることではありません。

更に、行政官庁としては、民間企業である NEXCO に対し指導をする立場にあると考えられます。現状では、南線に関して住民の理解が得られた状況にはなっていないので、住民の理解が得られるまでは工事を進めないよう行政指導を徹底していただきたい。

II. 当該地区の安全性について

横浜市栄区は平成25年10月5日にセーフコミュニティ国際認証（WHO）を取得しました。

私達が日々暮らしていくには、安全と安心が大切です。そのために、福祉・保健・防災・交通安全など様々な取組が進められています。と記載されていますが、私たち住民が一番心配しているのが防災・減災面での地盤災害対策が欠如していることです。

3つの質問にお答え願います。

- 1、 内閣府中央防災会議指摘の、地盤災害対策を早急を実施して貰うには住民として国・県・横浜市にどのようなお願いをすることが必要か。
- 2、 総合的な宅地防災計画の推進について通知、平成18年10月20日各自治体の現況。
- 3、 住生活基本計画国土交通省28年3月、13条目標の1、安全安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築の実態。

以上